税務部
【一般会計】

令和３年度　　事務事業等の総点検

その他事業	会計	一般会計	款	2	項	2	目	1	説明資料	32	項目番号	2ほか

事務事業名	税務総務費	所管部課名	税務部 税制課

（１）事務事業の概要

実施分類	直営	財源構成	市単	受益者負担	なし	事業終了の見込	未定
分類	内部管理業務のうち、施設の維持管理業務以外の業務						
根拠法令							

事業目的	市税に係る次の総務事務（一般事務）の執行及び固定資産評価審査委員会の円滑な運営を行うこと ・税制の調査及び研究に関すること ・税務事務の調整及び連絡に関すること ・市税の不服申立てに関すること	分野別計画	
具体的な事業内容	・国・県、各種協議会（神奈川県都市税務協議会等）、その他外部組織（地方税共同機構等）との連絡調整 ・税務職員の職務資質向上や情報収集のための外部研修の受講、資料購入 ・税に対する理解促進施策等の広報や租税教室などの租税教育の実施 ・不服申立て（審査請求）事務 ・固定資産評価審査委員会の運営事務		

（２）事業に対する経営資源（人件費について、想定の人員数、平均給与を使って試算しているため、実際の決算額と異なります）

１年間の事業執行にかかる経営資源	区分	平成30年度決算	令和元年度決算	令和２年度決算	参考：令和２年度予算	単位
	事業費　：　a　予算現額・支出済額	11,429	11,960	14,934	16,566	千円
人件費	正規職員（再任用職員を含む）	6.0	5.0	6.0	6.0	人
人件費	会計年度任用職員（フルタイム）	0	0	0	0	千円
人件費	会計年度任用職員（パートタイム）	0	0	0	0	千円
人件費	b　人件費	47,795	42,835	50,412	49,908	千円
	総経費（a　＋　b）	59,224	54,795	65,346	66,474	千円

（３）活動実績と総経費の推移

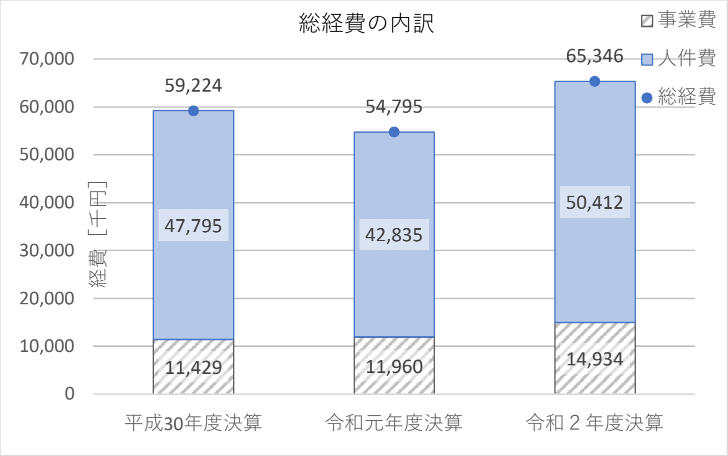

平成30年度の活動実績	令和元年度の活動実績	令和２年度の活動実績
（1）神奈川県都市税務協議会（会長市）及び湘南都市税務協議会へ参加（神奈川県：5回、湘南：4回）：現行地方税制度の抱える諸問題の調査研究や税制改正要望 （2）条例、規則の制定改廃 条例改正：3件、規則改正：1件 （3）市税に係る広報及び普及事業 市税のしおり：4,500部発行 租税教室の実施：小学校3校（計5回） （4）不服申立て（審査請求）：3件 （5）固定資産評価審査委員会の運営 申出受理：10件、委員会開催数：13回	（1）神奈川県都市税務協議会及び湘南都市税務協議会へ参加（神奈川県：4回、湘南：4回）：現行地方税制度の抱える諸問題の調査研究や税制改正要望 （2）条例、規則の制定改廃 条例改正：5件、規則改正：2件 （3）市税に係る広報及び普及事業 市税のしおり：3,000部発行 租税教室の実施：小学校4校（計6回） （4）不服申立て（審査請求）：0件 （5）固定資産評価審査委員会の運営 申出受理：2件、委員会開催数：6回	（1）神奈川県都市税務協議会及び湘南都市税務協議会へ参加（神奈川県：4回、湘南：4回　※全て書面開催）：現行地方税制度の抱える諸問題の調査研究 （2）条例、規則の制定改廃 条例改正：5件、規則改正：2件 （3）市税に係る広報及び普及事業 市税のしおり：3,000部発行 租税教室の実施：小学校1校（計1回） （4）不服申立て（審査請求）：0件 （5）固定資産評価審査委員会の運営 申出受理：2件、委員会開催数：6回

活動実績と総経費の推移の分析（増減理由等）	活動実績は大きな増減なく推移している。総経費は、令和元年度は欠員により人件費が減少している。
今後の事業の方向性	「市税の賦課徴収事務」や「固定資産評価審査委員会の運営」は諸法令で定められたものであるため、今後も維持継続していく。

令和３年度　　事務事業等の総点検

その他事業	会計	一般会計	款	2	項	2	目	2	説明資料	34	項目番号	2

事務事業名	賦課徴収総務費	所管部課名	税務部 税制課

（１）事務事業の概要

実施分類	部分委託	財源構成	市単	受益者負担	なし	事業終了の見込	未定
分類	内部管理業務のうち、施設の維持管理業務以外の業務						
根拠法令							
事業目的	・市税に係る統合システムの管理及び運営を行うこと ・市税の口座振替事務を行うこと					分野別計画	
具体的な事業内容	・税システム運営会の開催 ・税基盤システム及び収滞納システムの管理及び運営 ・トータルファイリングシステムの管理及び運営 ・市税の口座振替の受付及び税総合システムへの口座振替結果の反映処理等						

（２）事業に対する経営資源（人件費について、想定の人員数、平均給与を使って試算しているため、実際の決算額と異なります）

1年間かかる事業経営執行資源に	区分	平成30年度決算	令和元年度決算	令和２年度決算	参考：令和２年度予算	単位
	事業費　：　a　予算現額・支出済額	184,059	97,933	90,086	94,631	千円
人件費	正規職員（再任用職員を含む）	4.0	4.0	4.0	4.0	人
人件費	会計年度任用職員（フルタイム）	0	0	0	0	千円
人件費	会計年度任用職員（パートタイム）	1,715	1,691	1,757	1,765	千円
人件費	b　人件費	35,807	35,959	35,365	35,037	千円
	総経費（a　＋　b）	219,866	133,892	125,451	129,668	千円

（３）活動実績と総経費の推移

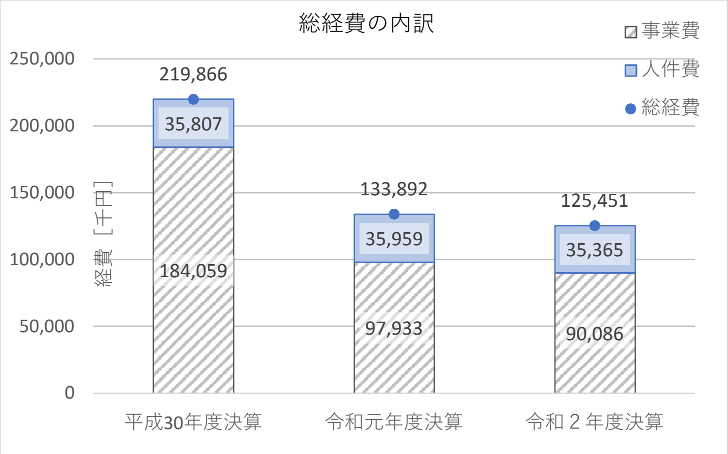

平成30年度の活動実績	令和元年度の活動実績	令和２年度の活動実績
(1)税システム運営会開催：6回 税統合システム内の各システム間調整 (2)法制度改正等に伴う税システム改修を行った。コンビニエンスストア収納の実施準備にかかる税システム改修を行った。また、税システムに関する運用を行った。 (3)市県民税の申告及び市税の領収済通知等のイメージを読み込み、保管するトータルファイリングシステムの管理及び運営を行った。 (4)市税の口座振替 利用状況：340,583件、利用率36.6％	(1)税システム運営会開催：6回 税統合システム内の各システム間調整 (2)法制度改正等に伴う税システム改修を行った。コンビニエンスストア収納開始及び地方税共通納税システムの稼働に伴う税システム改修を行った。また、税システムに関する運用を行った。 (3)市県民税の申告及び市税の領収済通知等のイメージを読み込み、保管するトータルファイリングシステムの管理及び運営を行った。 (4)市税の口座振替 利用状況：338,560件、利用率36.3％	(1)税システム運営会開催：5回 税統合システム内の各システム間調整 (2)法制度改正等に伴う税システム改修を行った。スマートフォン決済の稼働に伴う税システム改修を行った。また、税システムに関する運用を行った。 (3)市県民税の申告及び市税の領収済通知等のイメージを読み込み、保管するトータルファイリングシステムの管理及び運営を行った。 (4)市税の口座振替 利用状況：335,480件、利用率36.2％

活動実績と総経費の推移の分析（増減理由等）	活動実績は大きな増減なく推移している。総経費は、平成30年度は主にコンビニエンスストア公金収納（令和2年度より実施）の実施準備による税システム改修があったため、増額となった。
今後の事業の方向性	・「市税の賦課徴収事務」は諸法令で定められたものであり、市税に係るシステムは「市税の賦課徴収事務」に必要不可欠なものであるため、今後も維持継続していく。 ・自治体情報システムの標準化に向け、新システムへの移行準備を着実に行う。

令和３年度　　事務事業等の総点検

その他事業	会計	一般会計	款	2	項	2	目	2	説明資料	36	項目番号	3

事務事業名	市民税賦課事務費	所管部課名	税務部 市民税課

（1）事務事業の概要

実施分類	部分委託	財源構成	市単	受益者負担	なし	事業終了の見込	未定
分類	法律や政令で実施内容や実施方法が具体的に規定されている業務						
根拠法令	地方税法、市税条例等						
事業目的	市民に対し、個人市民税を賦課すること					分野別計画	
具体的な事業内容	・市県民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書等の課税資料に基づき、個人市民税の賦課業務を行う。 ・納税通知書を納税義務者宛て送付する。						

（2）事業に対する経営資源（人件費について、想定の人員数、平均給与を使って試算しているため、実際の決算額と異なります）

1年間の事業執行にかかる経営資源	区分	平成30年度決算	令和元年度決算	令和２年度決算	参考：令和２年度予算	単位
	事業費　：　a　予算現額・支出済額	35,924	37,960	42,652	52,100	千円
人件費	正規職員（再任用職員を含む）	29.0	29.0	29.0	30.0	人
人件費	会計年度任用職員（フルタイム）	0	0	0	0	千円
人件費	会計年度任用職員（パートタイム）	9,166	9,425	8,989	9,316	千円
人件費	b　人件費	252,990	250,632	249,347	255,633	千円
	総経費（a　＋　b）	288,914	288,592	291,999	307,733	千円

（3）活動実績と総経費の推移

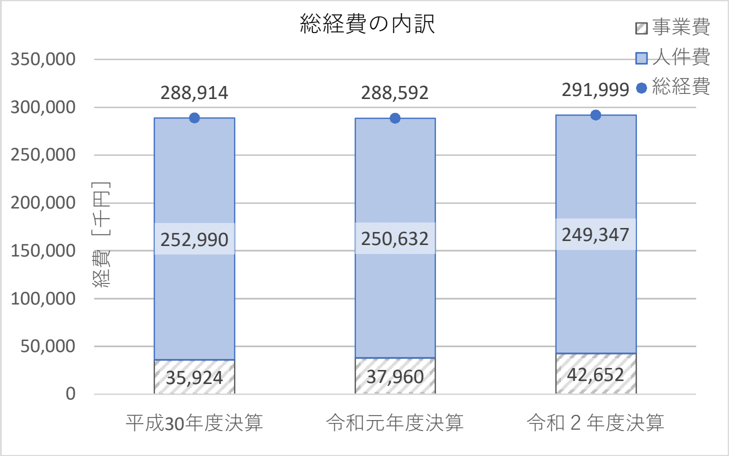

平成30年度の活動実績	令和元年度の活動実績	令和２年度の活動実績
(1)個人市民税 ・納税義務者数：204,674人 ・調定額：23,705,856千円 ・申告受付：10会場、延33日、8,314件	(1)個人市民税 ・納税義務者数：205,327人 ・調定額：23,515,699千円 ・申告受付：11会場、延55日、7,872件	(1)個人市民税 ・納税義務者数：204,718人 ・調定額：23,420,061千円 ・申告受付：11会場、延55日、7,168件

活動実績と総経費の推移の分析（増減理由等）	賦課課税事務（活動実績）は大きな増減なく推移している。総経費は、令和2年度はトータルファイリングシステム廃止に伴う画像データ化システム導入費用が増えている。
今後の事業の方向性	公平・公正な課税を維持するとともに、複雑化する税制への対応、個人情報の管理の徹底、業務の改善と効率化に努める。

令和３年度　　事務事業等の総点検

その他事業	会計	一般会計	款	2	項	2	目	2	説明資料	38	項目番号	4(1)

事務事業名	固定資産税賦課事務費	所管部課名	税務部 資産税課

（１）事務事業の概要

実施分類	部分委託	財源構成	市単	受益者負担	なし	事業終了の見込	未定
分類	法律や政令で実施内容や実施方法が具体的に規定されている業務						
根拠法令	地方税法、市税条例等						
事業目的	土地･家屋･償却資産の所有者に対し、固定資産税及び都市計画税を賦課すること					分野別計画	
具体的な事業内容	･土地、家屋及び償却資産を調査し、固定資産税及び都市計画税の賦課業務を行う。 ･納税通知書を納税義務者宛て送付する。						

（２）事業に対する経営資源（人件費について、想定の人員数、平均給与を使って試算しているため、実際の決算額と異なります）

1年間かかる事業執行に経営資源	区分	平成30年度決算	令和元年度決算	令和２年度決算	参考：令和２年度予算	単位
	事業費　：　a　予算現額・支出済額	11,968	15,321	15,072	20,220	千円
人件費	正規職員（再任用職員を含む）	45.0	45.0	44.0	45.0	人
人件費	会計年度任用職員（フルタイム）	0	0	0	0	千円
人件費	会計年度任用職員（パートタイム）	7,059	7,314	7,620	7,589	千円
人件費	b　人件費	383,908	381,975	364,108	369,007	千円
	総経費（a　＋　b）	395,876	397,296	379,180	389,227	千円

（３）活動実績と総経費の推移

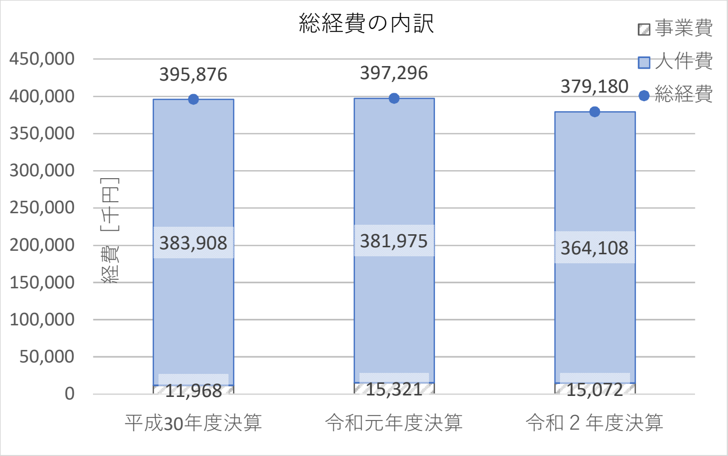

平成30年度の活動実績	令和元年度の活動実績	令和２年度の活動実績
(1)固定資産税 ･納税義務者数:158,273人 ･土地調定額:8,789,750千円 ･家屋調定額:9,857,073千円 ･償却資産調定額:3,959,687千円 (2)都市計画税 ･納税義務者数:152,682人 ･土地調定額:2,534,058千円 ･家屋調定額:2,116,034千円	(1)固定資産税 ･納税義務者数:158,360人 ･土地調定額:8,655,163千円 ･家屋調定額:10,034,303千円 ･償却資産調定額:4,027,840千円 (2)都市計画税 ･納税義務者数:152,602人 ･土地調定額:2,493,923千円 ･家屋調定額:2,149,852千円	(1)固定資産税 ･納税義務者数:158,154人 ･土地調定額:8,533,710千円 ･家屋調定額:10,232,686千円 ･償却資産調定額:4,179,374千円 (2)都市計画税 ･納税義務者数:152,548人 ･土地調定額:2,457,914千円 ･家屋調定額:2,186,637千円

活動実績と総経費の推移の分析（増減理由等）	賦課課税事務(活動実績)は大きな増減なく推移している。総経費は、令和2年度は人員減により減額となった。
今後の事業の方向性	公平･公正な課税を維持するとともに、複雑化する税制への対応、個人情報の管理の徹底、業務の改善と効率化に努める。

令和３年度　　事務事業等の総点検

その他事業	会計	一般会計	款	2	項	2	目	2	説明資料	38	項目番号	4(2)

事務事業名	土地評価事業	所管部課名	税務部 資産税課

（１）事務事業の概要

実施分類	部分委託	財源構成	市単	受益者負担	なし	事業終了の見込	未定
分類	法律や政令で実施内容や実施方法が具体的に規定されている業務						
根拠法令	地方税法、市税条例等						
事業目的	・市内全域に対し、翌年度の適正な固定資産税賦課のため、土地の評価を行うこと ・次回の評価替えに向けて、市内全域の土地の評価について適正であるか調査、検証及び見直しをすること					分野別計画	
具体的な事業内容	・毎年度の適正な固定資産税賦課のために、定期的に市内全域の航空写真撮影を実施する。また、不動産鑑定士に市内の全ての標準宅地の下落率の算定を依頼し、市内の全ての路線に対して修正を行う。 ・次回評価替えに向けた標準宅地の検証と確認を行い、不動産鑑定士に標準宅地の不動産鑑定を依頼し、市内全ての路線価格が適正に算定されているか確認を行う。また、全ての路線の価格形成要因の調査及び分析を事業者に委託する。						

（２）事業に対する経営資源（人件費について、想定の人員数、平均給与を使って試算しているため、実際の決算額と異なります）

1年間にかかる事業執行経営資源	区分	平成30年度決算	令和元年度決算	令和２年度決算	参考：令和２年度予算	単位
	事業費　：　a　予算現額・支出済額	4,674	50,702	15,893	16,560	千円
人件費	正規職員（再任用職員を含む）	1.5	1.5	1.5	1.5	人
人件費	会計年度任用職員（フルタイム）	0	0	0	0	千円
人件費	会計年度任用職員（パートタイム）	0	0	0	0	千円
人件費	b　人件費	12,785	12,851	12,603	12,477	千円
	総経費（a　＋　b）	17,459	63,553	28,496	29,037	千円

（３）活動実績と総経費の推移

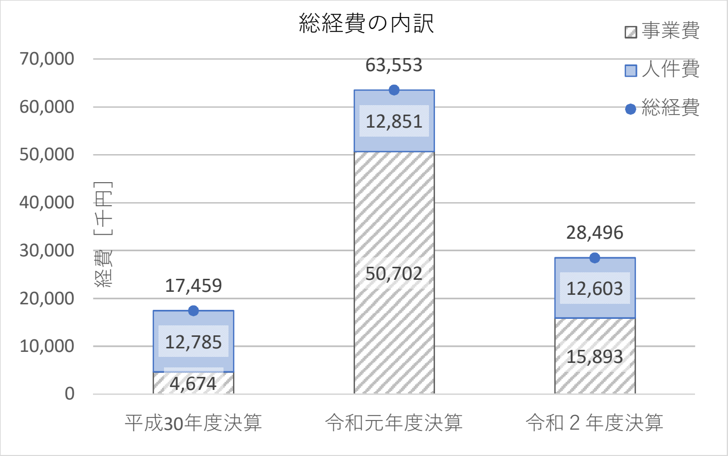

平成30年度の活動実績	令和元年度の活動実績	令和２年度の活動実績
(1)土地評価数(課税地):248,939筆	(1)土地評価数(課税地):249,107筆	(1)土地評価数(課税地):249,632筆

活動実績と総経費の推移の分析（増減理由等）	・土地評価事業は3年を1サイクルとしているため、毎年度委託する業務が異なる。 ・平成30年度は、委託業務が少ないため、少額な経費となる。 ・令和元年度は「標準宅地鑑定委託業務」があるため、多額の経費を要する。 ・令和2年度は「航空写真撮影業務委託」があるため、2番目に多額の経費を要する。
今後の事業の方向性	公平・公正な課税を維持するとともに、複雑化する税制への対応、個人情報の管理の徹底、業務の改善と効率化に努める。

令和３年度　　事務事業等の総点検

その他事業	会計	一般会計	款	2	項	2	目	2	説明資料	38	項目番号	4(3)

事務事業名	税務地図情報システム整備事業	所管部課名	税務部 資産税課

（１）事務事業の概要

実施分類	部分委託	財源構成	市単	受益者負担	なし	事業終了の見込	未定
分類	法令の規定がない、もしくは規定による制約が小さく、本市の判断により実施している業務						
根拠法令							
事業目的	市内全域を対象に、デジタル化した地番図の変更部分を適切に反映させることによって、適正な土地評価を行うこと					分野別計画	
具体的な事業内容	・毎年度の市内全域の登記異動を確認し、地番図の更新及び修正を事業者に委託する。 ・適正な土地評価を行うためのソフトウェアを含む機器の借り上げを行う。						

（２）事業に対する経営資源（人件費について、想定の人員数、平均給与を使って試算しているため、実際の決算額と異なります）

1年間かかる事業執行に経営資源	区分	平成30年度決算	令和元年度決算	令和２年度決算	参考：令和２年度予算	単位
	事業費　：　a　予算現額・支出済額	7,761	8,809	8,937	9,860	千円
人件費	正規職員（再任用職員を含む）	1.5	1.5	1.5	1.5	人
人件費	会計年度任用職員（フルタイム）	0	0	0	0	千円
人件費	会計年度任用職員（パートタイム）	0	0	0	0	千円
人件費	b　人件費	12,785	12,851	12,603	12,477	千円
	総経費（a　＋　b）	20,546	21,660	21,540	22,337	千円

（３）活動実績と総経費の推移

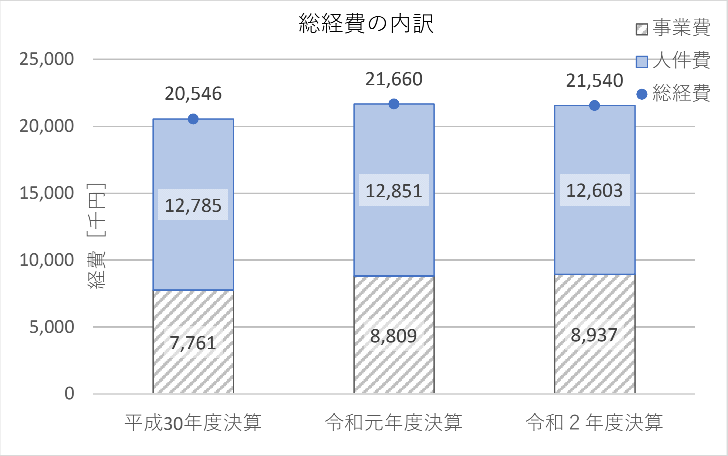

平成30年度の活動実績	令和元年度の活動実績	令和２年度の活動実績
(1)地番図更新業務:10,014筆 (2)全庁GISにデジタル化した地番図を反映	(1)地番図更新業務:9,190筆 (2)全庁GISにデジタル化した地番図を反映 (3)税務地図情報システム(パスカル)の機器更新	(1)地番図更新業務:9,927筆 (2)全庁GISにデジタル化した地番図を反映

活動実績と総経費の推移の分析（増減理由等）	土地評価業務における、年度毎事情による業務委託料の小幅な変動がある。
今後の事業の方向性	公平・公正な課税を維持するとともに、複雑化する税制への対応、個人情報の管理の徹底、業務の改善と効率化に努める。

令和３年度　　事務事業等の総点検

その他事業	会計	一般会計	款	2	項	2	目	2	説明資料	39	項目番号	5

事務事業名	諸税賦課事務費	所管部課名	税務部 市民税課

（１）事務事業の概要

実施分類	部分委託	財源構成	市単	受益者負担	なし	事業終了の見込	未定
分類	法律や政令で実施内容や実施方法が具体的に規定されている業務						
根拠法令	地方税法、市税条例等						
事業目的	市民（個人・法人）に対し、諸税を賦課（申告課税）すること					分野別計画	
具体的な事業内容	・法人市民税、軽自動車税（種別割）、市たばこ税、入湯税及び事業所税の申告書等の課税資料に基づき、各税目の賦課（申告課税）業務を行う。 ・納税通知書を納税義務者宛て送付する（軽自動車税（種別割））。						

（２）事業に対する経営資源（人件費について、想定の人員数、平均給与を使って試算しているため、実際の決算額と異なります）

1年間の事業執行にかかる経営資源	区分	平成30年度決算	令和元年度決算	令和２年度決算	参考：令和２年度予算	単位
	事業費　：　a　予算現額・支出済額	7,878	10,034	7,900	11,919	千円
人件費	正規職員（再任用職員を含む）	7.0	7.0	7.0	7.0	人
人件費	会計年度任用職員（フルタイム）	0	0	0	0	千円
人件費	会計年度任用職員（パートタイム）	0	0	0	0	千円
人件費	b　人件費	59,661	59,969	58,814	58,226	千円
	総経費（a　＋　b）	67,539	70,003	66,714	70,145	千円

（３）活動実績と総経費の推移

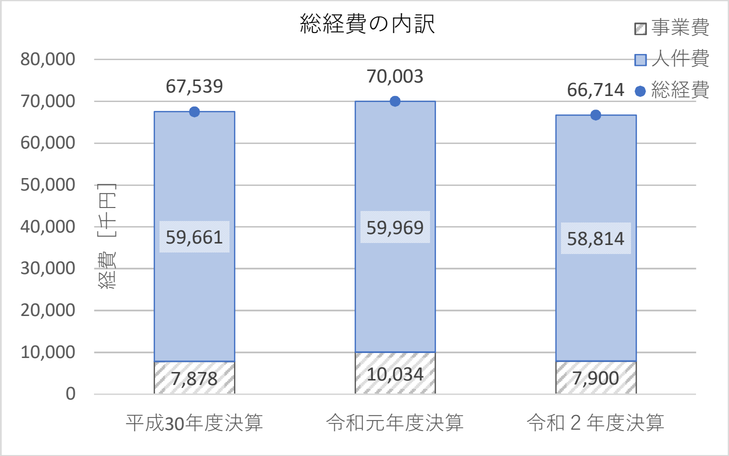

平成30年度の活動実績	令和元年度の活動実績	令和２年度の活動実績
(1)法人市民税 ・納税義務者数：7,906社 ・調定額：4,262,818千円 (2)軽自動車税 ・課税台数：100,269台 ・調定額：522,990千円 (3)市たばこ税 ・納税義務者数：8社（通常課税分） ：216事業者（手持品課税分） ・調定額：2,656,272千円 (4)入湯税 ・納税義務者数：0人 ・調定額：0円 (5)事業所税 ・納税義務者数：304社 ・調定額：1,588,036千円	(1)法人市民税 ・納税義務者数：7,851社 ・調定額：4,162,204千円 (2)軽自動車税 ・課税台数：99,826台 ・調定額：538,117千円 (3)市たばこ税 ・納税義務者数：9社（通常課税分） ：106事業者（手持品課税分） ・調定額：2,663,022千円 (4)入湯税 ・納税義務者数：0人 ・調定額：0円 (5)事業所税 ・納税義務者数：307社 ・調定額：1,577,275千円	(1)法人市民税 ・納税義務者数：7,833社 ・調定額：3,556,627千円 (2)軽自動車税（種別割） ・課税台数：99,816台 ・調定額：554,047千円 (3)市たばこ税 ・納税義務者数：11社（通常課税分） ：189事業者（手持品課税分） ・調定額：2,593,844千円 (4)入湯税 ・納税義務者数：40,130人 ・調定額：6,020千円 (5)事業所税 ・納税義務者数：303社 ・調定額：1,583,388千円

活動実績と総経費の推移の分析（増減理由等）	・賦課課税事務及び申告税目に係る事務（活動実績）は大きな増減なく推移している。総経費は、令和元年度はマリノスナンバーの交付開始に伴いナンバープレート作成費用が増えている。 ・令和2年度から課税対象の鉱泉浴場が設置されたことにより入湯税に課税が生じた。
今後の事業の方向性	公平・公正な課税を維持するとともに、複雑化する税制への対応、個人情報の管理の徹底、業務の改善と効率化に努める。

令和３年度　　事務事業等の総点検

その他事業	会計	一般会計	款	2	項	2	目	2	説明資料	40	項目番号	6(1)

事務事業名	納税事務費	所管部課名	税務部 納税課

（1）事務事業の概要

実施分類	部分委託	財源構成	市単	受益者負担	なし	事業終了の見込	未定
分類	法律や政令で実施内容や実施方法が具体的に規定されている業務						
根拠法令	地方税法、国税徴収法、市税条例等						

事業目的	市の財源確保と税及び料金等の公平な徴収事務を実現すること	分野別計画	第３次行政改革プラン

具体的な事業内容	・市税事務 税の収納事務、滞納に係る徴収事務（督促、催告事務、徴収猶予等事務、差押等滞納処分事務、滞納処分執行停止事務、不納欠損執行事務） ・料金等未収債権の徴収に係る調整、指導及び助言に関する事務 国民健康保険料、保育料、介護保険料等税以外の料金等の滞納について、調整、指導及び助言を行う。

（2）事業に対する経営資源（人件費について、想定の人員数、平均給与を使って試算しているため、実際の決算額と異なります）

1年間にかかる事業執行経営資源	区分	平成30年度決算	令和元年度決算	令和２年度決算	参考：令和２年度予算	単位
	事業費　：　a　予算現額・支出済額	16,272	15,993	13,687	23,843	千円
人件費	正規職員（再任用職員を含む）	40.6	39.6	40.7	42.7	人
人件費	会計年度任用職員（フルタイム）	7,705	7,727	8,288	8,336	千円
人件費	会計年度任用職員（パートタイム）	6,963	7,179	7,039	7,171	千円
人件費	b　人件費	350,673	339,687	347,388	361,017	千円
	総経費（a　＋　b）	366,945	355,680	361,075	384,860	千円

（3）活動実績と総経費の推移

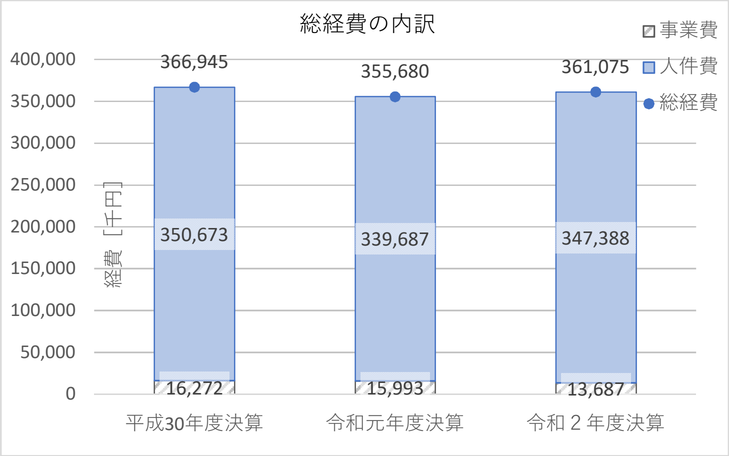

平成30年度の活動実績	令和元年度の活動実績	令和２年度の活動実績
・督促状発付件数：125,153件 ・期別催告書発付件数：35,075件 ・年度当初の滞納者数：11,768人(社) ・滞納者の財産差押件数： 1,745件 ・不動産公売執行件数：5件 ・弁護士による職員への法律相談、研修会 面接相談：21件、メール相談：9件 研修会：3回（参加人数計70人） ・ファイナンシャルプランナー（FP）相談、研修会 面接相談（年10回）：48件 研修会：1回（参加人数計16人）	・督促状発付件数：127,523件 ・期別催告書発付件数：35,734件 ・年度当初の滞納者数：10,885人(社) ・滞納者の財産差押件数：1,765件 ・不動産公売執行件数：6件 ・弁護士による職員への法律相談、研修会 面接相談：17件、メール相談：5件 研修会：2回（参加人数計43人） ・ファイナンシャルプランナー（FP）相談、研修会 面接相談（年10回）：29件 研修会：1回（参加人数計13人）	・督促状発付件数：117,269件 ・期別催告書発付件数：31,862件 ・年度当初の滞納者数：11,252人(社) ・滞納者の財産差押件数：1,149件 ・不動産公売執行件数：2件 ・弁護士による職員への法律相談、研修会 面接相談：29件、メール相談：6件 研修会：2回（参加人数計41人） ・ファイナンシャルプランナー（FP）相談、研修会 面接相談（年6回）：21件 研修会：1回（参加人数計11人）

活動実績と総経費の推移の分析（増減理由等）	徴収事務（活動実績）、総経費ともに大きな増減なく推移している。特記事項は概ね次のとおり。 ・令和2年度からコンビニ収納を開始し、納税者にとって納付する時間や場所的な制約が緩和されている。 ・弁護士による職員への法律相談は、件数は年度により増減があるものの、職員のスキルアップにより相談内容が高度化している。 ・FP相談は、滞納者の相談件数の増加により年10回に増やしたが、落ち着いてきたので令和2年度から年6回に戻した。 ・研修会は、弁護士、FPともに徴収業務の初任者を対象としており、研修後のアンケートでは比較的高い評価を得ている。 ・新型コロナウイルス感染症による徴収猶予の特例制度を実施（令和元年度：4,211千円、令和2年度：141,149千円）
今後の事業の方向性	・市税の徴収（収納）事務は、諸法令で定められたものであり、納税の公平・公正性を保つために今後も維持継続していく。 ・更に納付のチャネルを増やすなどして未納・滞納状況を改善させたいが、経済動向などにも左右されるため、劇的に効果がある方策はない。 ・弁護士およびFPによる相談、研修会は、職員の債権回収、納付相談に関するスキルの向上に貢献しており、今後も継続していく。

令和３年度　　事務事業等の総点検

その他事業	会計	一般会計	款	2	項	2	目	2	説明資料	41	項目番号	6(2)

事務事業名	市税納付推進センター事務費	所管部課名	税務部 納税課

（１）事務事業の概要

実施分類	全部委託	財源構成	市単	受益者負担	なし	事業終了の見込	未定
分類	法令の規定がない、もしくは規定による制約が小さく、本市の判断により実施している業務						
根拠法令							
事業目的	・市税納付推進センターを設置し、市税等の初期滞納者に対して、早期に納付案内を実施することで、現年度収納率の向上と累積滞納の抑制を図ること ・業務委託により実施することで、職員を滞納処分等の業務に専任させ、徴収業務全体の効率化を図ること					分野別計画	第３次行政改革プラン
具体的な事業内容	・市役所内に市税納付推進センターを置き、民間事業者への業務委託により運営する。 ・市税等(国民健康保険料・保育料・市営住宅家賃等を含む)の初期滞納者に対して、電話による納付案内を行う。 ・市税の初期滞納者のうち、電話番号不明者及び電話による納付案内を行っても応答のない者等を対象に、訪問による納付案内を行う。また、不在宅には連絡票等を差し置く。 ・督促状等が返戻された者の住民登録地に臨場し、外観調査を行う。						

（２）事業に対する経営資源（人件費について、想定の人員数、平均給与を使って試算しているため、実際の決算額と異なります）

1年間にかかる事業執行に経営資源	区分	平成30年度決算	令和元年度決算	令和２年度決算	参考：令和２年度予算	単位
	事業費　：　a　予算現額・支出済額	36,112	35,731	34,424	34,706	千円
人件費	正規職員（再任用職員を含む）	0.5	0.5	0.5	0.5	人
人件費	会計年度任用職員（フルタイム）	0	0	0	0	千円
人件費	会計年度任用職員（パートタイム）	0	0	0	0	千円
人件費	b　人件費	4,262	4,284	4,201	4,159	千円
	総経費（a　＋　b）	40,374	40,015	38,625	38,865	千円

（３）活動実績と総経費の推移

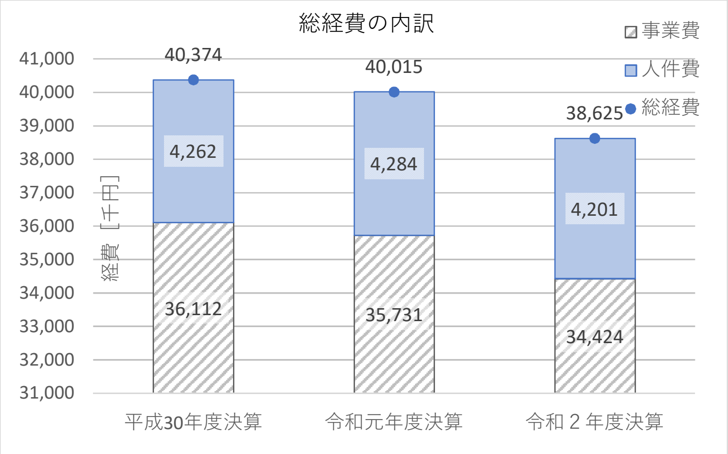

平成30年度の活動実績	令和元年度の活動実績	令和２年度の活動実績
(1)電話業務 ・総架電件数:48,082件 ・納付約束後納付金額:232,255,242円 (2)訪問業務 ・総訪問件数:10,648件 ・納付約束後納付金額:9,848,700円 ・連絡票投函後納付金額:94,483,198円	(1)電話業務 ・総架電件数:45,410件 ・納付約束後納付金額:196,434,060円 (2)訪問業務 ・総訪問件数:10,775件 ・納付約束後納付金額:10,805,200円 ・連絡票投函後納付金額:95,975,300円	(1)電話業務 ・総架電件数:38,424件 ・納付約束後納付金額:149,788,725円 (2)訪問業務(コロナ対策でポスティングのみ) ・総訪問件数:9,903件 ・納付約束後納付金額:19,000円 ・連絡票投函後納付金額:81,989,348円

活動実績と総経費の推移の分析（増減理由等）	・納期内納付または早期の納付相談が増え、架電・訪問の総件数が減少したものの、電話番号が不明等の者が増え訪問対象が若干増えた。 ・令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市税納付推進センターの運用を令和2年4、5月は全面的に休止し、再開後も訪問業務については面接せずにポスティングのみとしているので、前年までと比べて総経費、活動実績ともに減となった。 ・委託業務については、プロポーザルによる選考で業者を決定しており(直近では令和2年度)、事業費は概ね妥当な金額と思われる。
今後の事業の方向性	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終息した段階で業務を通常に戻す。 ・令和3年度から保育園給食費、学校給食費の初期滞納者に対する電話納付案内業務を追加し、市税納付推進センター業務の拡充を行う。 ・市税納付推進センターの事業効果は高く、今後も継続していく。

令和３年度　　事務事業等の総点検

その他事業	会計	一般会計	款	2	項	2	目	2	説明資料	42	項目番号	7

事務事業名	市税過誤納金還付金･加算金	所管部課名	税務部 納税課

（１）事務事業の概要

実施分類	直営	財源構成	市単	受益者負担	なし	事業終了の見込	未定
分類	法律や政令で実施内容や実施方法が具体的に規定されている業務						
根拠法令	地方税法等						
事業目的	市税徴収金過誤納者に対し、過誤納金の還付を行うこと					分野別計画	
具体的な事業内容	･市税徴収金に係る過誤納金還付金 ･過誤納金の還付に伴う還付加算金 ･固定資産税･都市計画税返還金						

（２）事業に対する経営資源（人件費について、想定の人員数、平均給与を使って試算しているため、実際の決算額と異なります）

1年間の事業執行にかかる経営資源	区分	平成30年度決算	令和元年度決算	令和２年度決算	参考：令和２年度予算	単位
	事業費　：　a　予算現額・支出済額	331,929	196,924	187,806	230,000	千円
人件費	正規職員（再任用職員を含む）	1.9	1.9	1.8	1.8	人
人件費	会計年度任用職員（フルタイム）	0	0	0	0	千円
人件費	会計年度任用職員（パートタイム）	0	0	0	0	千円
人件費	b　人件費	16,194	16,277	15,124	14,972	千円
	総経費（a　＋　b）	348,123	213,201	202,930	244,972	千円

（３）活動実績と総経費の推移

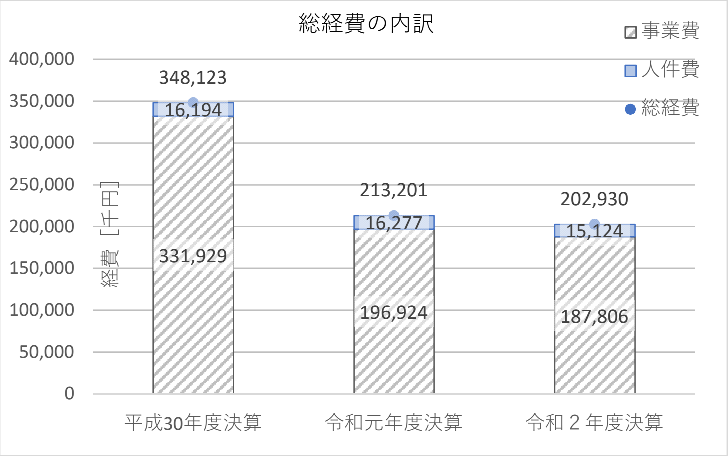

平成30年度の活動実績	令和元年度の活動実績	令和２年度の活動実績
･歳出還付件数:4,603件 ･還付加算金件数:345件 ･返還金件数:4件	･歳出還付件数:4,619件 ･還付加算金件数:335件 ･返還金件数:7件	･歳出還付件数:4,714件 ･還付加算金件数:282件 ･返還金件数:11件

活動実績と総経費の推移の分析（増減理由等）	総経費は減少傾向にあるが、法人市民税等で多額の還付が発生すると急激に増加することもあり、予測は不可能である。
今後の事業の方向性	市税の還付事務は諸法令で定められたものであるため、今後も必要不可欠である。